

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年4月13日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会議員庄野昌彦氏（以下「庄野議員」という。）が支出した28,680円は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、次の措置を求める。

ア 令和6年5月に参加した「全国植樹祭」参加に係る交通費の支出及び個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の支出が不当であると認定し、受領者へ不当利得及び遅延損害金の返還を求める措置を講ずること。【請求ア】

イ 不当な公金支出を許した議会事務局の審査体制を直ちに是正し、関係職員の責任を明確にすること。【請求イ】

(2) 請求の理由

本件は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

・地方自治法第100条の2第1項

政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定されている。本件は、使用実態と乖離した回数券の全額計上、および個人的に加入する団体会費の全額支出であり、政務活動との合理的関連性が認められない。

・民法第703条（不当利得返還義務）

法律上の原因なく利益を得、県に損失を与えた者は、その利益を返還しなければならない。

・徳島県政務活動費の交付に関する条例及び「ガイドライン」

使途の透明性確保、経済性・効率性の原則に違反し、特にガイドラインが「不適当な例」として禁ずる「個人の立場で加入している団体等に対する会費」に明確に抵触する。

具体的な違反行為

①回数券（6枚綴り）の一括計上による交通費の過大請求（10,680円）

・【事 実】

庄野昌彦氏は、令和6年5月26日の「全国植樹祭（岡山）」への参加に係る交通費として10,680円を計上し、按分率10/10として全額を公金から支出させた。しかし、添付された領収書等には「(一括発券) 乗車券類6枚(冊)」「JR乗車券類6枚」と明記されており、これは6枚綴りの回数券等の購入代金である。

・【違法・不当性】

1回の往復出張における実際の使用枚数を大きく超えるチケット代金を、実費精算（按分）することなく一括で全額請求する行為は、使途基準に反する明白な過大請求（水増し）である。未使用分のチケットの換金等、私的流用すら強く疑われる不当な財務会計行為である。

②個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の不当支出(計18,000円)

・【事 実】

庄野昌彦氏は、以下の5団体に対する「年会費」を調査研究費として計上し、

按分率10/10として全額を政務活動費から支出させた。

- ・特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会（3,000円）
- ・国民森林会議（3,000円）
- ・特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議（2,000円）
- ・公益社団法人 徳島地方自治研究所（5,000円）
- ・公益財団法人 日本生態系協会（5,000円）

・【違法・不当性】

徳島県議会のガイドライン第2項において、「個人の立場で加入している団体等に対する会費」は政務活動費としての支出が不適当と明確に規定されている。上記団体への加入は、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持であり、これを全額公費から支出させる行為は明確なガイドライン違反である。

（「法的根拠」及び「具体的な違反行為」の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第100条の2第1項」の条文を示しているが、これは「地方自治法第100条第14項」であることを確認している。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月21日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局の審査体制の是正を求め

るものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。

請求人が主張する具体的な違反行為①及び②に係る陳述については、おおむね次のとおりである。

①回数券（6枚綴り）の一括計上による交通費の過大請求

岡山出張に係る交通費としてJR回数券6枚綴り（10,680円）が全額計上されているが、確認できる実使用実績は徳島－岡山間の1往復（2枚分）のみであり、有効期間内の追加利用実績や未使用分の払戻記録は存在しない。この事実は、判例等に示されているような、調査研究のための必要性が6枚全部に及んでいなかったことをうかがわせる外形的事実にあたる。したがって、実使用2枚分に相当する額が適正額である。

②個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の不当支出

対象となる5団体への年会費合計18,000円が全額政務活動費から支出されているが、最高裁判例やガイドラインに照らすと、「個人の立場で加入している団体等に対する会費」は不相当とされている。これら団体は広く賛助会員を募る性質であり、特定の議員への便宜を提供する専門的な調査機関でないため、議員個人としての性質を考慮し、按分率を25%（4分の1を上限とする運用）とするのが相当である。

3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費の制度について

ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項が規定されている。

イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定している。

（ア）政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

（イ）政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

（ウ）政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

（エ）政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属す

る月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。(条例第7条第1項)

知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。(条例第7条第2項)

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。(条例第8条第1項)

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(以下「支払証明書」という。)の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。(条例第8条第3項)

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第9条)

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(条例第10条第3項)

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。(規程第4条)

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針（政務活動費ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

（ア）政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

（a）実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

（b）説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充実適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

（c）透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておくなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割

合)で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとするとしている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合
政務活動費充当 1 / 2
- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合
政務活動費充当 1 / 4

(イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目(交通費及び宿泊費)とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

「会費として支出するのに適しない例」として、

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等
 - ・団体の活動に対して議員自身による参加がない、又はその団体からの情報提供(例:定期刊行物の発送等)がない場合、その団体に対して納める年会費・月会費 等
- が示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

c 使途基準の運用方針

調査研究費

調査研究費の内容は、「会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に

関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 県内・外調査及び海外調査（視察を含む。）
- ・ 各種議員連盟（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）活動
- ・ 国等からの説明聴取
- ・ 住民へのアンケート調査
- ・ 学識経験者及び研究機関等への調査委託 等

が示されている。

経費の例示として、

- ・ 交通費、宿泊費
- ・ 資料印刷代
- ・ 会費、参加負担金
- ・ 文書通信費 等

が挙げられている。

会費、参加負担金の留意事項として、

- ・ 議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等、調査研究目的として参加する会合等の会費や参加負担金として支出できる。
 - ・ 団体の活動が政務活動に寄与する場合に支出できる。
- 等が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明することが困難な場合は、基本的な按分の考え方にに基づき、原則 1 / 2 又は 1 / 4 を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

（ウ）収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならないと定められている。

オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の手続き処理に関して必要な事項を定めている。

要領第 2 条では、会派における所属議員への委任について、規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、新しい県政を創る会に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円(20万円×5名×12月)の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた新しい県政を創る会は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ(要領第2条第1項)、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する(要領第2条第3項)。新しい県政を創る会では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、庄野議員の支出額は137,984円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

イ 請求人が違法又は不当な支出とする各支出項目について

(ア) 調査研究費(交通費)

本件支出は、岡山県で開催された全国植樹祭に、庄野議員が徳島県議会林業木材業振興議員連盟を代表して参加した際の徳島ー岡山間の交通費である。

行程の費用（利用当時）は、徳島－岡山間の乗車券（3,080円）、徳島－高松間の指定席特急券（1,730円）、高松－岡山間の指定席券（530円）の計5,340円であり、往復で10,680円である。

請求人は、「クレジットカードご利用票」の「商品名：（一括発券）乗車券類6枚（冊）」の表示及び「領収書」の「購入商品：JR乗車券類（6枚）」の表示をもって、6枚綴りの回数券を購入したと指摘しているが、これらの表示は、3種類の切符（乗車券・指定席特急券・指定席券）×往復分の発券枚数を示すものであり、回数券の購入ではない。

（イ）調査研究費（会費）

ガイドラインでは、政務活動に係る調査研究のために参加する会合等の会費や、団体の活動が政務活動に寄与する場合の会費等について支出を認めている。

請求人は、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持が目的であると指摘しているが、ガイドラインに示す「個人の立場」とは、個人の思想信条やライフワークを表すものではなく、政務活動との関連性から判断するものである。

対象となった5団体（特定非営利活動法人日本ウミガメ協議会、国民森林会議、特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、公益社団法人徳島地方自治研究所、公益財団法人日本生態系協会）は、いわゆる「個人の立場」で加入する団体ではなく、各団体について県政との関連性を認め、政務活動費の充当は適正であると判断した。

また、各団体から、定期的に会報や会誌が送付されるなど情報提供がなされており、議員の調査研究活動に有効に役立てていることから、団体の活動は、議員の調査研究活動に資すると考える。

2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方並びに政務活動費に係る一連の手續の妥当性について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

（1）政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会

の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定められているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

(2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的な内容やその成果等の

報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

(3) 政務活動費に係る一連の手続について

請求対象に係る議員は、ガイドラインの使途基準に基づき、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、議員自らの責任において検討を行い、会派を通じて、議長に対し政務活動に係る経費の報告を行っていることが認められた。

また、議会事務局は、会派に提出された支出報告書について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会においても各支出について、ガイドラインの使途基準に照らして十分精査しており、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも按分計算の要否等、議員に対し所要の確認を行っており、条例、規程及びガイドラインに基づき適正に事務が執行されていることが認められた。

そのほか、政務活動費の交付に係る手続については、交付決定から残余の返還に至る会計書類について確認を行い、適正になされていることが認められた。

(4) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

ア 調査研究費（交通費）

請求人は、一回の往復出張における実際の使用枚数（2枚）を大きく超えるチケット代金（6枚分）を、実費精算（按分）することなく一括で全額請求する行為は、使途基準に反する明白な過大請求であると主張している。

これに対し、議会事務局が確認した客観的証拠によれば、徳島から岡山への本行程では、片道で3種類（徳島－岡山間の乗車券、徳島－高松間の指定席特急券、高松－岡山間の指定席券）の切符が必要であり、領収書の記載は往復分の正規の切符枚数（6枚）を示すものであることから、本件はガイドラインにおける実費弁償の原則に則った適正な支出であると認められる。

よって、請求人の違法かつ不当なものとする主張には理由がない。

イ 調査研究費（会費）

請求人は、各種団体に対する年会費を政務活動費として支出したことについて、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持であり、明確なガイドライン違反であると主張している。

議会事務局では、これら団体の活動は、ウミガメ類を取り巻く自然環境の保全、森林をめぐる諸問題の解決、化学物質問題に対する政策提言、徳島県内における地方自治に関する総合的な調査研究、生物多様性に関する対策やまちづくりの提案など、いずれも県政課題と密接に関連しているとの見解を示してい

る。

また、実際に庄野議員は、令和6年11月徳島県議会定例会で森林林業に関する質問を行い、各委員会においても、ウミガメを取り巻く自然環境の保全、ダイオキシンや環境ホルモン、地方自治に関連する災害時のペット対策を取り上げたほか、特定外来生物による生態系異変などの質問を行っている。

したがって、当該調査研究費の充当が適正であると判断した議会事務局の見解には合理性があると認められる。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

3 結論

以上、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの使途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、本件請求のうち、請求アについては、請求人の主張に理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。